

「小児がん拠点病院」

に指定されました

神奈川県立こども医療センター 《第 20 号》

# 地域医療連携室だより

地域医療支援病院 登録医療機関 371 件

2013 年 3 月



## 国の福祉施策の変化と当センター入所施設の改編

副院長 奥住 成晴

今年度、当センター組織が大きく改編され、2つの“局”が新設されました。一つは、「医療技術・発達支援局」で、もう一つが「障害児入所施設局」で、私は後者を担当しています。それぞれの担当（局長）は副院長を兼ねています。

こうした組織改編の原動力となったのは、国の福祉施策の変化です。数年前に「障害者自立支援法」が成立し、障害者福祉の運営主体が市町村へ移行などの点で大きな変更となりました。

ところが、利用者の負担のし方について、「応能負担」か「応益負担」かについて論争が起き、結局、施行後数年にして「障害者自立支援法」を廃止、新たに「障害者総合支援法」が動き始めました。

この新法では、これまでの肢体不自由児施設、重症心身障害児施設などのような福祉施設の区分けをやめ、これらを統合するということになりました。これを受けて、当センターでも平成24年度から、従来の2つの児童福祉施設を併せて「障害児入所施設局」が設置されることになったというのが組織改編の経緯です。

対外的には「障害児入所施設局」への統合ですが、肢体施設は従来とほぼ同様に運営されています。重心施設については、従来認められていた成人の入所が将来的には変更となる可能性がある点が大きな問題と考えています。

当センターは開設時から病院部門のほかに、2つの児童福祉施設を併せ持ち、他県がうらやむ“医療と福祉の統合”がなされてきました。今後とも、この精神を維持して行くことが極めて重要と考えています。





## 小児治験とこども医療センターの役割

治験管理室 CRC 井阪 久美子

皆様はこども医療センターに常勤の臨床試験コーディネーター（CRC）がいて、活動していることをご存知でしょうか？現在、治験管理室は臨床研究所（平成 23 年度より）の一部門として、専任 2 名を含む 4 名の CRC（臨床試験コーディネーター）と事務職員 2 名が配属されており、平成 24 年度は 21 件の治験を院内の各セクションの協力をいただきながら実施しております。（実施している治験についてはホームページをご参照ください。）

こども医療センターでは、平成 17 年 4 月に臨床研究室の一部門として治験管理室を開設、平成 19 年には厚労省の治験推進拠点病院に採択され、5 年間、治験実施施設としての基盤整備、小児の治験の推進、啓蒙に関する事業を進めてまいりました。さらに昨年度からは小児治験の促進のために日本小児総合医療施設協議会が設立した小児治験ネットワーク（平成 22 年 11 月設立）が本格稼働し、こども医療センターは国立成育医療研究センター、東京都立小児総合医療センター、大阪府立母子保健総合医療センターとともに運営委員会構成施設でもあります。

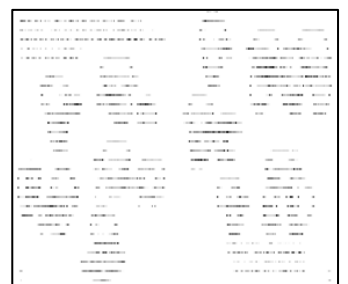
医薬品開発、医薬品の安全性を考えることや評価は日常診療とは切っても切り離せない重要なことであるにもかかわらず、小児領域の医薬品については Therapeutic Orphan が多くあり、適応外使用されているのが現状です。小児治験ネットワークのホームページには小児医療の現状が示されており、こどもに使われている医薬品の 7 割以上が適応外使用であるという調査があるそうです。また、こどもに適切な剤形がないため、粉碎やカプセルの開封などの剤形変更による調剤が日常的に行なわれているのも現状です。そこで、多くの医療者は”こどもの薬”の必要性を訴えてきました。しかし小児治験はなかなか難しい状況にあります。これは日本だけの話ではありません。世界中で明日を担うこどもたちへ安全で有効な医薬品を届けるために努力が始まっています。この現状を踏まえ、国は企業の努力だけでなく、臨床研究が非常に大切であることを示し、その促進に向けた事業を始めています。医療を必要としているこどもとご家族の声を直説聞き、接している私たち臨床の医療者の役割として、質の高い臨床研究を進めることが期待されているといえます。加えて、こども医療センターは本年 2 月に「小児がん拠点病院」に指定され、小児がんのこどもたちと家族への包括した医療を提供する医療機関として活動を開始します。小児がん拠点病院の役割の一つとして主体的に地域の臨床研究を推進することが期待されます。小児がんのこどもたちへの安全で有効な治療法の開発もこども医療センターでの必須の仕事となりました。

現在は企業治験・医師主導治験の支援が中心ですが、このような新しい治療法の開発を目的にした臨床研究などの支援をさせていただくことも治験管理室の仕事となってくるのではないかと考えています。支援基盤整備は急務です。また、参加していただいたこどもさんご家族それぞれの「社会の役に立っている」という自覚と誇りを感じ、その気持ちに勇気もらい、支えられての治験であり、研究活動です。これからもこどもたちの「えがお」「げんき」のために、皆様のご協力とご指導をいただきながら努力してまいりたいと考えています。

治験管理室では、治験に関するお問い合わせにお答えしています。

お気軽にお声かけください。

治験をわかりやすく説明した「ぬりえ」を平成 24 年 4 月に作成しました。興味をお持ちでしたら併せて治験管理室へご連絡いただけますと幸いです。患者様のエントリーが難しい治験につきまして、ご相談させていただくこともあるかもしれません。その時は何卒よろしくお願い申し上げます。





## WHO「命を守るきれいな手で—私の手指衛生の5つの瞬間」について

感染制御室（感染管理認定看護師）陸川 敏子

感染対策は、手洗いが基本であるということはみんなが知っていることです。しかし、実際は十分に行えていないのが現状です。手指衛生（流水下の石鹸手洗いとアルコール含有擦式手指消毒を含む）を怠る要因について、個人レベルでは、知識や経験不足・職種・性差、集団レベルでは、実践のフィードバック不足や多忙、組織レベルでは、明文化されたガイドラインがない、手指衛生設備の不足、リーダーへのサポート不足などがあります。これまでは、手指衛生の実施を数値化する方法としてアルコール手指消毒薬の月別・部署別払い出し量・患者数から患者一人あたりの使用量を算出し、患者に使用した手指消毒薬の回数を「手指衛生の目安」としていました。使用量の算出では必要な場面で手指衛生ができていないのかわかりませんでした。

WHO（世界保健機構）は2009年に手指衛生ガイドラインを発表しました。表記の5つの瞬間は①患者に触る前 ②無菌/清潔な操作をする前 ③体液に曝露するリスクの後 ④患者に触れた後 ⑤患者の周囲に触れた後です。この5つの場面では手指衛生を行います。手指衛生とはアルコール手指消毒または流水下の手洗いです。手袋を交換しただけでは手指衛生にはカウントされません。カウント表を手元に、スタッフの動きを観察します。手指衛生が必要な場面に実施しているか、その方法・手順を確認します。結果は、分母を必要な場面数、分子を実施した場面数として算出します。この方法は何回かトレーニングすると誰でもできる様になります。観察した結果をフィードバックすると「意外にできていた」「そんなに低いの？」など反応は様々です。フィードバックは手指衛生の必要な場面・忘れがちな場面を再度確認し、みんなで共有するよい機会になります。上記のキーワードで検索すると全て訳しているサイトで情報を入手することができます。明るく・楽しい感染対策に取り組むためのツールにご活用ください。

## 平成25年度 訪問看護ステーション向け医療ケア実技研修会について

地域医療連携室では、在宅医療を支える支援者が顔の見える関係を築き、協働しながら在宅医療支援を有効に行う目的で訪問看護ステーション向け医療ケア実技研修会を開催しています。平成24年度には全5回の研修に延133名の方が参加して下さいました。次年度、予定していますテーマは次の通りです。日程が決まり次第、ご案内をお送り致します。皆様のご参加をお待ちしております。

### （平成25年度 研修内容）

テーマ	講師職名等
小児の呼吸理学療法の実践（講義30分 実技50分）	理学療法士
小児の褥瘡対策講義（20分 実技60分）	褥瘡担当医師皮膚・排泄ケア認定看護師、褥瘡対策会議委員
小児の皮膚ケア（講義20分 実技60分）	皮膚・排泄ケア認定看護師、小児アレルギーケア師
小児の呼吸管理（講義20分 実技60分）	集中ケア認定看護師
小児の救急蘇生（講義20分 実技60分）	小児救急看護認定看護師

（問合せ先） 地域医療連携室 西角（ニシカド）

## 神奈川県立こども医療センターの基本理念と基本方針

### 1 基本理念

こどもの健康の回復及び増進と福祉の向上のため、最善の医療を提供します。

### 2 わたしたちのちかい

あなたの「げんき」と「えがお」のためにみんなでちからをあわせませます。

### 3 基本方針

- (1) 患者さんの命と安全を第一に考えます。
- (2) 患者さんと家族とともに医療を行います。
- (3) 高度、先進的な医療を行います。
- (4) こどもの発育、発達を考えた療養環境、教育環境を整えます。
- (5) 周産期・小児医療と保健・福祉に携わる人材育成に努めます。
- (6) 地域の関係機関と連携し、周産期・小児医療の充実、向上に貢献します。
- (7) 透明度の高い病院運営と情報公開に努めます。

## 神奈川県立こども医療センター・研修のご案内

### 第14回母乳育児学習会

☆ 日時：平成25年5月24日(金)18:30~20:00

☆ 場所：当センター本館2階講堂

☆ お問合せ：地域医療連携室

※ 詳細はホームページに掲載予定です

### 第31回循環器連携カンファレンス

☆ 日時：平成25年5月31日(金)19:00~21:00

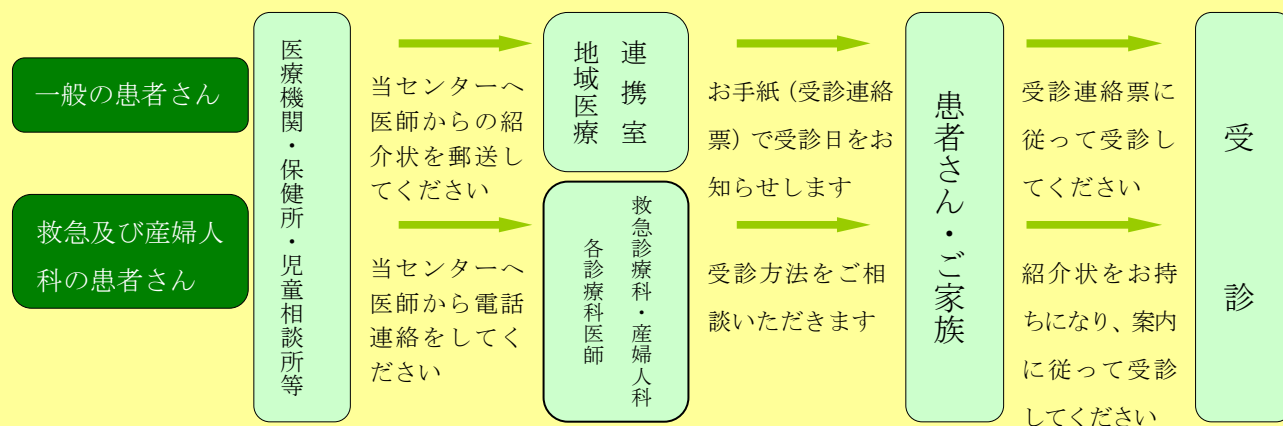
☆ 場所：当センター本館2階講堂

☆ お問合せ：地域医療連携室

※ 詳細はホームページに掲載予定です

## 【紹介予約受診システム】

当センターは、医療機関や保健所等からご紹介いただいた患者さんが、初診の予約をお取りになり受診していただく「紹介予約制」を取らせていただいております。予約の方法・手続きにつきましては下記をご覧ください。



※紹介状の添付資料(画像やフィルム等)も紹介状と併せて事前にお送りください。

※紹介状用紙(料金受取人払)の送付をご希望の場合は、地域医療連携室までご連絡ください

編集・発行

神奈川県立こども医療センター 地域医療連携室

〒232-8555 横浜市南区六ツ川 2-138-4 TEL 045(711)2351

FAX 045(710)1933

<http://kanagawa-pho.jp/osirase/byouin/kodomo/>



## こども医療センターが小児がん拠点病院の指定を受けました！！

この度、私ども神奈川県立こども医療センターが、平成25年2月8日に厚生労働大臣から「小児がん拠点病院」に指定されました。

こども医療センターは、再発・難治性診療の実績、患者への教育・復学支援の体制等が高い評価を受け、神奈川県では唯一の指定となりました。

この指定を受けて、地域における小児がん治療の牽引役として、さらに、地域全体、県全体の小児がん診療の質の向上に取り組んでまいりますので、今後とも、小児がん患者様の治療などに関し、地域の医療機関や訪問看護ステーションの皆様との連携の強化に一層取り組んでまいります。

是非、ご協力をお願いいたします。

### 1 「小児がん拠点病院」指定までの経緯

厚生労働省が行っている「人口動態調査」をみますと、「がん」（悪性新生物）は小児の死因の上位を占めており、病死原因でみると第一位となっています。

総数	1位 悪性新生物	2位 心疾患	3位 肺炎
0歳	先天奇形、変形及び染色体異常	周産期に特異的な呼吸障害等	不慮の事故
1-4歳	不慮の事故	先天奇形、変形及び染色体異常	悪性新生物
5-9歳	不慮の事故	悪性新生物	その他の新生物
10-14歳	不慮の事故	悪性新生物	自殺
15-19歳	不慮の事故	自殺	悪性新生物

注 平成23年人口動態調査より

小児がん患者は、治療後の経過が成人に比べて長いことに加えて、晩期合併症や、患者の発育や教育に関する問題等、成人のがん患者とは異なる問題を抱えているにも関わらず、小児がん対策は遅れています。

こうしたことから、平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」では、「小児がん」が重点的に取り組むべき課題に掲げられました。

この基本計画では、『小児がんを扱う施設は約200程度と推定され、医療機関によっては少ない経験の中で医療が行われている可能性があり、小児がん患者が必ずしも適切な医療を受けられていない』という懸念が示され、こうした現状を改善するため、基本計画の中で、『小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、5年以内に「小児がん拠点病院」（以下「拠点病院」という。）を整備し、小児がんの全国の中核的な機関の整備を開始する』という目標が定められました。

これを受けて、厚生労働省では平成24年5月に検討会を設置し、同年9月に「小児がん医療・支援のあり方」という報告書が取りまとめられました。

この報告書では、『小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、全国の中核機関を中心として、地域ブロックごとに拠点病院を整備する。また、拠点病院は、患者が発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるよう、小児がん診療を行う地域の病院との連携を進めていく。』という全体像と拠点病院に期待さ

れる役割などが示されています。

そこで、昨年9月に厚生労働省が小児がん拠点病院を募集、全国から37病院から応募があり、検討会による審議の結果、子どもこども医療センターを含む15病院が平成25年2月8日に小児がん拠点病院に指定されました。

### 小児がん医療提供体制のイメージ(案)

—小児がん医療・支援のあり方に関する検討会報告書より

**【拠点病院に期待される役割】**

- ・地域における小児がん診療の牽引役として、地域全体の小児がん診療の質の向上に資すること。
- ・小児に多いがんのみならず、再発したがんや治療の難しいがんにも対応すること。
- ・成長期にあるという小児の特性を踏まえた全人的なケアを提供すること。
- ・自院が小児がん医療において優れた診療機能を有するのみならず、地域（ブロック単位）で小児がん診療を行う地域の医療機関とネットワークを構成し、ネットワーク内の中心施設として、地域の医療機関の診療機能を支援すること。
- ・小児がんは患者数が少なく、臨床研究の推進には、中核機関及び拠点病院等が一体となって取り組む必要があることから、特に拠点病院は地域の臨床研究を主体的に推進すること。
- ・地域の医療機関等と役割分担と連携を進め、患者が発育時期を可能な限り慣れ親しんだ地域に留まり、他の子どもたちと同じ生活・教育環境の中で医療や支援を受けられるような環境を整備すること。
- ・地域の医療機関等と役割分担と連携を進め、地域の中で患者とその家族の不安や治療による合併症、二次がんなどに対応できる長期フォローアップの体制を整備すること。
- ・中核機関と小児がんに関する診療・支援・研究等に関する情報を共有するなど、小児がん診療・支援の向上のため、積極的に中核機関に協力すること。
- ・拠点病院の施設の長は、上記のとおり拠点病院に期待される役割を果たす責務を負っていることを十分に認識し、関係者に対して必要な支援を行うこと。

—「小児がん医療・支援のあり方検討会報告書」から抜粋

**【小児がん拠点病院指定一覧表（平成25年2月8日付け）】**

	都道府県名	医療機関名
1	北海道	北海道大学病院
2	宮城県	東北大学病院
3	埼玉県	埼玉県立小児医療センター
4	東京都	独立行政法人国立成育医療研究センター
5	東京都	東京都立小児総合医療センター
6	神奈川県	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立こども医療センター
7	愛知県	名古屋大学医学部附属病院
8	三重県	三重大学医学部附属病院
9	京都府	京都大学医学部附属病院
10	京都府	京都府立医科大学附属病院
11	大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立母子保健総合医療センター
12	大阪府	大阪府立総合医療センター
13	兵庫県	兵庫県立こども病院
14	広島県	広島大学病院
15	福岡県	九州大学病院

## 2 「小児がん拠点病院」としての取組み

子どもこども医療センターは、再発・難治性診療の実績、患者への教育・復学支援の体制等が高い評価を受け、神奈川県では唯一の指定となりました。

今後、小児がん拠点病院として、小児がん医療従事者の育成、患者・家族への相談支援の充実、療育環境の整備等に取り組んでまいります。

### 【指定を受けての当面の取組み】

- 「小児がん相談支援室」の設置（平成25年度当初）  
小児がん医療、緩和ケアに関する地域の医療、福祉機関からの相談に対応します。
- 「退院・在宅医療支援室」を設置（平成25年度当初）  
在宅で治療を受ける小児がん患者の増加に対応して、地域の医療・保健・福祉機関を支援します。
- 「緩和ケア外来」、「外来化学療法室」の開設と在宅患者への緩和ケアの提供  
地域に暮らす小児がん患者の増加に対応し、小児がん患者の「生活の質」の向上を支援します。